

共同住宅（直結直圧給水方式）の申請書・しゅん工届作成方法（概要版）

平成31年4月1日以降の申請書・しゅん工届（以下「申請書等」という。）については、次のとおり作成してください。2部屋のみ共同住宅なども対象となります。また、直結増圧給水方式又は受水槽給水方式の共同住宅においても、申請書等の図面作成及び使用材料表の作成については、同様となります。

- 申請書等は、共同住宅全体で1枚のみ作成する。
- 図面は必ず大判で作成する（申請書等の裏面への記入不可）。
 - ・用紙は、普通紙・再生紙を使用する
（和紙は廃止、用紙の仕様については施工基準4-6-1参照）
 - ・適正な縮尺で読み取りやすい図面を作成する
縮尺は、1/100、1/125、1/150、1/200、1/250、1/300、1/400、1/500のいずれかとし、適正な用紙サイズ（A1、A2、A3）により作成する（A3は4枚以内で収まる場合のみ可）。
 - ・平面図・立面図における各戸のメーター付近に必ずメーター口径と部屋番号（101号室、管理人室、共用水栓など）を記入する。
- 申請書等の「使用材料表（取付口～メーター）」欄には、主配管の使用材料のみを記入し、各戸の使用材料は、資-57 共同住宅使用材料表（申請書）、資-58 共同住宅使用材料表（しゅん工届）に記入する。
- 共同住宅の建替えの場合は、基本的に次の方法で申請する。
 - ア 必ず工事用仮設水栓設置の申請を行う。
※現地のメーター有無に関わらず、取出実線のある専用栓番号を仮設で使用する。
※上記申請は、申請書1枚で、単独で行う。
 - イ アと同時に、新設する共同住宅全体の本設申請を申請書1枚で行う。
※本設申請を同時に提出できない場合は、確約書（共同住宅用）を提出する。確約書（共同住宅用）は、水道企業団ホームページに掲載されています。
 - ウ 本設工事の申請に当たっては、「既存共同住宅における撤去図面」と「新設共同住宅における改造（新設）図面」をそれぞれ分けて作成する（しゅん工図面も同じ）。
※撤去図面は、撤去となる主配管、各戸への分岐管、各戸メーターまでをすべて黒破線で記入し、平面図・立面図ともに「各戸メーター以降は全面撤去」の文字を記入する。また、各戸メーター付近には、必ず専用栓番号とメーター口径を記入する。撤去図面の平面図・立面図は、それぞれ「平面図（撤去）S=1/500」など、撤去図面であることを明記する。
※アで申請した工事用仮設水栓の撤去図面（又は「仮設撤去」の文字表記）については、「新設共同住宅における改造（新設）図面」に記入する。その際、仮設で使用していたメーターの設置位置に「A」を、当該メーターの本設後の設置位置に「B」を記入し、「メーターをAからBへ移設」と文字表記する（平面図・立面図ともに）。なお、Bの位置は主配管の末端であることが望ましいが、メーター口径の都合にもよるため絶対条件ではない。
- 共同住宅の建替えの場合で、当面の間、本設申請の予定がないなどの理由により、工事用仮設水栓の申請を行うとともに、その他の専用栓番号を撤去しておきたい場合は、工事用仮設水栓設置の改造工事と、その他の専用栓番号の撤去工事を1枚で申請し、同時に本設申請を1枚で提出する。本設申請を同時に提出できない場合は、確約書（従来の様式）を提出する。なお、この方法による場合は、通常の申請方法と比較し、撤去工事分の工事検査手数料が申請者の負担増となるため、申請者と調整のうえ決定すること。
- 共同住宅の撤去（分岐撤去又は分岐残置（止水栓先でキャップ止め））のみの場合は、共同住宅全体の撤去申請を1枚の申請書等で行う。